

貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れ、または払戻しができます。

ただし、当店以外での払い戻しの際の1回及び1日あたりの限度額は、別にお知らせした当金庫所定の金額の範囲内とします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証、その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のため、とくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には為替による振込金を受入れます。ただし、給与、年金、配当金、および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。
なお、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) 前項にかかわらず、この預金口座の名義人より、当該口座振込に係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始し、当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (3) この預金口座への振込について振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。

- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

6. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000 円以上について付利単位を 1 円として最終残高の階層に応じた店頭表示の利率によって計算のうえ毎年 2 月と 8 月の当金庫所定の日にこの預金に組み入れます。なお、利率は当金庫任意の日に変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。

8. (未利用口座管理手数料)

- (1) 当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預け入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料（以下「未利用口座管理手数料」といいます。）以外の払戻等、所定のご利用がない場合は、この預金口座を未利用口座とし、当金庫が定める未利用口座管理手数料を、お支払いいただきます。
- (2) 当金庫は未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当金庫所定の方法により引落しできるものとします。
- (3) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は当該預金残高全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約できるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、預金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 引落しとなった未利用口座管理手数料についてはご返却いたしません。また、第 3 項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応じることができません。
- (6) 前 5 項は、2021 年 4 月 1 日以降に開設された預金口座に適用されるものとします。

以 上